

農業委員会・会長交際費支出基準

区分	対象	本人	配偶者・同居の子・父母（養父母含）	備考
弔慰金	現農業委員	花輪 香典 5,000円	花輪	全委員に連絡
	元農業委員	花輪	花輪 注) 家族は退任後 3年とする	会長に連絡・協議
	関係団体役員等	香典 5,000円		会長に連絡・協議

- ・ 花輪は生花に換えることができる。この場合、協議の上実費を支出する。
- ・ その他、特別な場合などは別途協議の上、支出を決定する。

その他の交際費

- ・ 各農業関係団体への会合等に出席時の会長の会費及び祝金は、原則として5千円を上限とする。ただし、この時の会費の額が5千円を超える場合、その他特別な場合は別途協議の上、決定する。
- ・ 会長が出席できないときで、代理の職が会長に代わり出席するときも会長出席の場合に準じて支出する。
- ・ その他、特別な場合などは別途協議の上、支出を決定する。

適用日 平成18年4月1日